

水戸市ダイバーシティ経営推進企業等登録要項

(目的)

第1条 この要項は、市内の法人におけるダイバーシティ経営の取組を広く市民等に周知し、ダイバーシティ社会の一層の推進を図るため、ダイバーシティ経営に積極的に取り組む法人をダイバーシティ経営推進企業等（以下「推進企業等」という。）として登録することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイバーシティ経営 多様な人材を生かし、一人一人の能力が最大限発揮できる機会を提供することで、持続的に価値を創造し続けることを目指す経営をいう。
- (2) 法人 本市に住所又は事務所若しくは事業所を有する会社等をいう。

(登録の対象となる法人)

第3条 推進企業等の登録（以下「登録」という。）の対象となる法人は、市内で営業する会社等で、ダイバーシティ経営を推進するための次の各号のいずれかの取組を継続的に実施するものとする。

- (1) 多様な人材の活躍促進を重要な事項として取り入れた経営理念や経営戦略
- (2) 多様な人材の活躍を促進するための制度の整備
- (3) 誰もが自由に意見を発言でき、価値観の違いが受容される、風通しの良い組織づくり
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める取組

2 前項の規定にかかわらず、当該会社等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が代表者、役員その他の法人を代表する者（以下「代表者」という。）である場合は、登録の対象としない。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する法人の代表者は、ダイバーシティ経営推進企業等登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る法人の登録を決定し、当該申請をした者に、ダイバーシティ経営推進企業宣言書を交付するものとする。

2 市長は、登録の申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請をした法人に関し、当該申請をした者に、ヒアリングの実施や別途資料の提出を求めること、その他必要な調査を行うことができるものとする。

(登録台帳)

第6条 市長は、前条の規定により登録を決定したときは、当該登録に係る法人の情報をダイバーシティ経営推進企業等登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

(公表)

第7条 市長は、第5条の規定により登録を決定した法人の情報を、ホームページへの掲載
その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

(変更の届出)

第8条 第5条の規定により登録を決定した法人は、第4条の規定による申請に係る事項に
変更が生じた場合は、速やかにダイバーシティ経営推進企業等登録変更届（様式第3号）
を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退等)

第9条 第5条の規定により登録を決定した法人は、第3条第1項各号に掲げる取組を中止
し、又は登録を辞退するときは、速やかにダイバーシティ経営推進企業等登録中止・辞退
届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、第4条の規定による申請の内容に虚偽があった場合、労働基準法（昭和
22年法律第49号）等の労働関係法令に違反する重大な事実があった場合又は信用を失墜
する行為を行う等適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された法人の代
表者に書面により通知するものとする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。